

【表紙】

| | |
|--|--|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2023年7月19日提出 |
| 【発行者名】 | パーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 川原 則光 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 内海崎 理久 |
| 【電話番号】 | 070-3084-9979 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | V T X D Cダイナミックバランスファンド（安定型） V T X D Cダイナミックバランスファンド（安定成長型） V T X D Cダイナミックバランスファンド（成長型） V T X D Cダイナミックバランスファンド（積極成長型） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | (1)当初申込額 V T X D Cダイナミックバランスファンド（安定型） 100億円を上限とします。 V T X D Cダイナミックバランスファンド（安定成長型） 100億円を上限とします。 V T X D Cダイナミックバランスファンド（成長型） 100億円を上限とします。 V T X D Cダイナミックバランスファンド（積極成長型） 100億円を上限とします。 (2)継続申込額 V T X D Cダイナミックバランスファンド（安定型） 1兆円を上限とします。 V T X D Cダイナミックバランスファンド（安定成長型） 1兆円を上限とします。 V T X D Cダイナミックバランスファンド（成長型） 1兆円を上限とします。 V T X D Cダイナミックバランスファンド（積極成長型） 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年2月10日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、委託会社等の経理状況の記載等を新たな内容に更新するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

5【運用状況】

参考情報

<更新後>

運用実績

当ファンドは2023年3月1日より運用を開始しておりますが、本訂正届出書提出時点において第1期中間計算期間末を迎えていないため、開示するファンドの情報はありません。

●基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

●分配の推移

該当事項はありません。

●主要な資産の状況

該当事項はありません。

●年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドには、ベンチマークがありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

第3【ファンドの経理状況】

<訂正前>

- (1) ファンドの運用は、2023年3月1日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- (2) ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間毎に作成する有価証券報告書および計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- (3) 委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

<訂正後>

- (1) ファンドの運用は、2023年3月1日から開始しておりますが、第1期中間計算期間末を迎えていないため、該当事項はありません。
- (2) ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間毎に作成する有価証券報告書および計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- (3) 委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期事業年度（自2022年8月1日 至2023年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

| | | (単位：千円) |
|-----------------|---|-----------------------|
| | | 当事業年度 (2023年3月31日) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 2,138,030 |
| 未収入金 | 1 | 149,764 |
| 未収委託者報酬 | | 13,278 |
| 未収投資助言報酬 | | 32,349 |
| 前払費用 | | 7,523 |
| 未収消費税等 | | 54,007 |
| 流動資産合計 | | 2,394,953 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | | 48,298 |
| 器具備品 | | 58,511 |
| 減価償却累計額 | | 15,415 |
| 有形固定資産合計 | | 91,394 |
| 無形固定資産 | | |
| 商標権 | | 295 |
| 著作権 | | 400 |
| ソフトウェア | | 33,824 |
| 無形固定資産合計 | | 34,519 |
| 投資その他の資産 | | |
| 繰延税金資産 | | 7,204 |
| その他 | | 396 |
| 投資その他の資産合計 | | 7,601 |
| 固定資産合計 | | 133,515 |
| 繰延資産 | | |
| 開業費 | | 81,054 |
| 繰延資産合計 | | 81,054 |
| 資産合計 | | 2,609,523 |

(単位：千円)

| 当事業年度 | |
|--------------|-----------|
| (2023年3月31日) | |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 1 51,824 |
| 未払法人税等 | 11,131 |
| その他の流動負債 | 4,783 |
| 流動負債合計 | 67,739 |
| 負債合計 | 67,739 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 2,541,784 |
| 資本剰余金 | 1,500,000 |
| 資本準備金 | 1,500,000 |
| 資本剰余金合計 | 1,500,000 |
| 利益剰余金 | |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 458,215 |
| 利益剰余金合計 | 458,215 |
| 株主資本合計 | 2,541,784 |
| 純資産合計 | 2,541,784 |
| 負債純資産合計 | 2,609,523 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| 当事業年度 | |
|----------------|---------|
| (自 2022年 8月 1日 | |
| 至 2023年 3月31日) | |
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 12,071 |
| 投資助言報酬 | 29,408 |
| 営業収益計 | 41,479 |
| 営業費用 | |
| 広告宣伝費 | 14,520 |
| 調査費 | 260,223 |
| 情報機器関連費 | 254,925 |
| 委託費 | 4,333 |
| その他調査費 | 964 |
| 営業雑経費 | 41,263 |
| 通信費 | 34,306 |
| 印刷費 | 477 |
| 協会費 | 6,230 |
| 諸会費 | 248 |
| 営業費用計 | 316,007 |
| 一般管理費 | |
| 給料 | 229,428 |
| 役員報酬 | 72,730 |
| 給料・手当 | 155,179 |
| 法定福利費 | 1,450 |

| | | |
|--------------|---|---------|
| その他の福利厚生費 | | 67 |
| 交際費 | | 7 |
| 旅費交通費 | | 59 |
| 租税公課 | | 12,250 |
| 不動産賃借料 | | 30,350 |
| 固定資産減価償却費 | | 16,571 |
| 諸経費 | 1 | 34,274 |
| 一般管理費計 | | 322,941 |
| 営業損失 | | 597,469 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | | 13 |
| 雑益 | | 0 |
| 営業外収益計 | | 13 |
| 営業外費用 | | |
| 繰延資産償却費 | | 17,096 |
| 営業外費用計 | | 17,096 |
| 経常損失 | | 614,551 |
| 税引前当期純損失 | | 614,551 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 149,131 |
| 法人税等調整額 | | 7,204 |
| 法人税等合計 | | 156,335 |
| 当期純損失 | | 458,215 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|----------|-----------|-----------|-----------|---------------------|---------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | | | 3,000,000 | 3,000,000 |
| 当期純損失() | | | | 458,215 | 458,215 | 458,215 | 458,215 |
| 当期変動額合計 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 458,215 | 458,215 | 2,541,784 | 2,541,784 |
| 当期末残高 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 458,215 | 458,215 | 2,541,784 | 2,541,784 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（建物については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3 - 18年

器具備品 3 - 15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

2. 繰延資産の処理方法

(1) 創立費

支出時に費用として処理しております。

(2) 開業費

開業から5年にわたり均等償却しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスを行っており、委託者報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提のもと、投資信託の信託約款に基づき、投資信託の日々の純資産総額に対する一定割合を収益として認識しております。

(2) 投資助言報酬

投資助言報酬は、契約期間にわたり投資助言サービスを提供するものであり、期間の経過に応じて履行義務が充足されるという前提のもと、投資顧問契約に基づき、役務を提供する期間にわたり収益として認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | 当事業年度 (2023年3月31日) | |
|------|-----------------------|----|
| 流動資産 | | |
| 未収入金 | 149,764 | 千円 |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 3,173 | 千円 |

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | 当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 3月31日) | |
|-------|---|----|
| 一般管理費 | | |
| 諸経費 | 2,916 | 千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|-------|----|--------|
| 普通株式(株) | - | 3,000 | - | 3,000 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用についてはリスクを抑え安定的収益を得ることを原則とする方針であり、短期的な預金等に限定しております。

また、資金調達については行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、受託者である信託銀行において分別管理されている信託財産より支弁されるものであり、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、投資助言先毎に期日管理を行うとともに当社顧客は特定投資家に限定しており、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。

営業債務である未払金（未払手数料）は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未払金は、いずれも短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

| | 当事業年度 (2023年3月31日) |
|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 税務上の繰越欠損金(注) | 34,881 千円 |
| 未払事業税 | 3,215 千円 |
| 未払事業所税 | 345 千円 |
| 税務上の繰延資産 | 5,385 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 43,827 千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | 34,881 千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 1,741 千円 |
| 評価性引当額小計 | 36,622 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 7,204 千円 |

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2023年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) | 合計 (千円) |
|--------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|
| 税務上の繰越欠損金() | - | - | - | - | - | 34,881 | 34,881 |
| 評価性引当額 | - | - | - | - | - | 34,881 | 34,881 |

| | | | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | - |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度（2023年3月31日）

税引前当期純損失のため記載を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、第一生命ホールディングス株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しております。なお、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

[注記事項]（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「[注記事項]（重要な会計方針）3. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、投資運用事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 委託者報酬 | 投資助言報酬 | 合計 |
|------------|--------|--------|--------|
| 外部顧客への営業収益 | 12,071 | 29,408 | 41,479 |

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

営業収益全体に占める本邦の割合が90%を超えるため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産全体に占める本邦の割合が90%を超えるため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称または氏名 | 営業収益 |
|------------|--------|
| 第一生命保険株式会社 | 29,408 |

なお、委託者報酬は、受益者の情報を制度上把握することができないため、集計の対象外としております。そのため、営業収益の金額は、投資助言報酬のみ表示しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連 当事者 との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|----------------------------------|-------------|---------------------------|-----------|----------------------------|-----------------------|--------------------------------------|--------------|-----------|--------------|
| 親会社 | 第一生命 ホール ディング ス株式 会社 | 東京都 千代田区 | 344,074 | 保険業 | (被所有) 直接 100.0% | 持株 会社 | 新株の引受 | 3,000,000 | 資本金 | 1,500,000 |
| | | | | | | | | | 資本 準備金 | 1,500,000 |
| | | | | | | | グループ 通算制度 に係る 精算(受取) 予定額 | 149,764 | 未収入金 | 149,764 |
| | | | | | | | 経営管理料 の支払 | | 2,885 | 未払金 |
| | 商標使用料 の支払 | 31 | - | - | | | | | | |

(2) 兄弟会社等

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連 当事者 との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|------------------------|-------------|---------------------------|-----------|----------------------------|-----------------------|---------------------|--------------|--------------|--------------|
| 親会社の 子会社 | 第一生命 保険 株式 会社 | 東京都 千代田区 | 60,000 | 保険業 | なし | 投資顧 問契約 の締結 | 投資助言 サービスの 供与 | 29,408 | 未収投資 助言報酬 | 32,349 |
| | | | | | | 従業員 の出向 受入 | 出向負担金 | 197,400 | - | - |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)取引金額及び取引条件は、市場実態を勘案し、交渉の上で決定しております。

(2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高は消費税等を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

第一生命ホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

| 項目 | 当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 3月31日) | |
|------------|---|-------------|
| | 1株当たり純資産額 | 847,261円34銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 152,738円65銭 | |

(注) (1) 潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 3月31日) | |
|--------------|---|---------|
| | 当期純損失 | 千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 千円 | - |
| 普通株式に係る当期純損失 | 千円 | 458,215 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 株 | 3,000 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月16日

パーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 藤原 初美

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社の2022年8月1日から2023年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起す

ること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。